# 平成 26 年度 クマ類保護及び管理に関する検討会 議事概要

日時: 平成 27 年 1 月 13 日(火) 14:00~16:30 場所: (一財) 自然環境研究センター 7階会議室

# ■出席者

検討委員

大井 徹 独立行政法人森林総合研究所 野生動物研究領域長

小池 伸介 東京農工大学大学院農学研究院 講師

佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類

野生動物生態学研究室 教授

野崎 英吉 石川県環境部自然環境課 課長補佐

羽澄 俊裕 株式会社野生動物保護管理事務所 代表取締役社長

事務局

堀内 洋 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 鳥獣保護管理企画官

安藤 健一 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐

山崎 貴之 自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 共生事業係長

常田 邦彦 一般財団法人 自然環境研究センター

黒崎 敏文"岩城 光"小林 喬子"

# ■議事

- (1) 検討会の名称変更について
- (2) クマ類の保護及び管理に関する最近の動向について
- (3) 特定計画作成のためのガイドライン改訂について
- (4) 平成26年度保護管理レポート案について
- (5) その他

# ■配付資料

出席者名簿

クマ類保護及び管理に関する検討会開催要綱(改正案)

資料1 クマ類の保護及び管理に関する現状

資料2 特定計画作成のためのガイドライン改訂の方向性と焦点

資料3 クマ類の保護及び管理に関するレポート案(平成26年度版)

参考資料1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 の概要

参考資料2 特定鳥獣保護管理計画の策定状況(クマ類)

参考資料3 ツキノワグマの分布と保護管理ユニット

参考資料4 現行のガイドラインにおけるゾーニング管理に関する記述

参考資料5 特定計画におけるゾーニング管理に関する記述の概要

参考資料6 ベイズ法によるクマ類の個体数推定の事例

#### ■議事概要:

# (1)検討会の名称変更について

鳥獣保護法の改正を受け、検討会の名称を「クマ類保護及び管理に関する検討会」 に変更することが合意された。

### (2) クマ類の保護及び管理に関する最近の動向について

- (委員)JBN がまとめたクマ類の分布図について、2014年は2003年に比べてどの程度の割合で分布が拡大したか分かっているのか。
- →(委員)分布の辺縁部の調査しかしていないので、数値は算出していない。

#### (3) 特定計画作成のためのガイドライン改訂について

- (委員)ガイドラインの改訂はこの検討会で行うのか。この検討会で行うのであれば扱う 範囲が広いので、委員を補充してワーキンググループをつくり検討するのがよい。
- →(事務局)基本的にはこの検討会でと考えている。専門家によって専門とする範囲が 異なるため、必要に応じて追加するのがよいだろう。
- (委員)前回の改訂時には、哺乳類学会のクマ保護管理作業部会内で、改訂内容に対する議論をする機会がなかった。クマ保護管理作業部会では、クマ類の保護管理に関するテーマを扱っているので、作業部会と連携をとりながら進めていくと良い。
- →(事務局)ガイドラインの改訂作業の進み具合にもよるが、連携して進めたい。

(委員)改訂のスケジュールはどうなっているのか。

→(事務局)次の特定計画の改訂への活用を目指している。1 年程度で案を作りたい と考えているが、どの程度改訂するかによるため未定である。

- (委員)特定計画の改訂を行う上では、保護管理ユニットごとに考えるべきであり、ユニットごとに関係県が方針について話し合う時間が必要である。その場合、ユニットごとに個体数推定の手法などをすり合わせる必要が出てくる。
- →(事務局)各県で様々な手法により個体数のモニタリングがされている。ユニットで考えるのであれば手法の共通化も必要になってくる。ただ、手法を完全に統一するのは難しいため、方向性を示すところまでになるかもしれない。
- (委員)広域管理の推進については、基本的には自治体が相互に情報を共有し、その 目的を整理できている程度で良いだろう。
- (委員)東西中国地方の個体群はレッドリストに指定されているが、回復して健全個体群になっている可能性がある。それに対してなんらかの見解を示すべきである。
- (委員)分布域管理の部分は抽象的ではなく、より具体的に示せるように議論すべき。
- →(事務局)ゾーニング管理の実効性を持たせるには、より具体的な記述が必要になるだろう。出没抑制対策と併せて十分検討していきたい。
- (委員)今回の法改正で、特定計画は第一種保護計画と第二種管理計画に分かれるが、どちらの計画にするかは各ユニットの個体数水準が基準となるだろう。
- →(事務局)個体数水準は第一種、第二種を決めるひとつの指標になるだろう。水準 は基本的に変わらないと思うが、水準を一種と二種にどう当てはめるのか議論が 必要。
- (委員)改訂の方向性に書いてあるように、第一種と第二種を切り分けてそれぞれに対応できるようなマニュアルを作れるかは疑問である。
- →(事務局)例えば、目標設定のあり方や個体数水準のところに第一種、第二種を意 識して書かなければならないところがあると考えている。
- (委員) 平成 24 年度に整理されたクマ類の保護管理上の課題である『個体群の維持・ 回復を評価するのが難しい』及び『捕獲に対する社会的コンセンサスが得られに くい』について、ガイドラインではどのような対応を考えているのか。
- →(事務局)前者についてはモニタリングのあり方にも繋がる部分であり、各種のモニタ リング手法とそれらの利点・欠点について載せたいと考えている。後者について は、具体的なイメージがなかったので、ご意見を頂きたい。
- →(委員)後者については普及啓発が重要。また、特定計画やガイドラインが一般の

- 方々に対して論理的に説明できる内容で構成されているとよい。
- →(委員)データの開示・情報の透明化も必要だが、データの解釈は立場等により 様々である。合意形成が重要であるため、社会学の専門家等を加えて検討する とよい。
- (委員)主要課題である大量出没については、近隣自治体と情報共有ができていれば 対処しやすいだろう。
- →(事務局)大量出没は恒常的にあることを前提として、管理のあり方を考える必要がある。
- (委員)市街地出没についての具体的な対策を考える必要がある。
- →(事務局)市街地出没については、現行のガイドラインでもゾーニング管理の中で区分があり、考え方としては整理されているが抽象的な記述に止まっている。具体的な対処を示していけたらよいと考えている。出没抑制対策も含めて議論していきたい。
- (委員)人材育成、担い手育成を新しい項目として入れるべき。クマの場合はシカやイノシシとは異なり、銃を持っているだけでは対処できない場合が多い。問題のあるクマを適切に捕獲できる技術をもった人材を育てていかなくてはいけない。
- →(事務局)クマの場合は出没に対して、地域の狩猟者等がすぐに対応できる体制作りが必要である。重要な視点であり、ガイドラインに盛り込みたい。
- (事務局)個体数推定法としてベイズ推定法を新たに紹介しようと考えているが、まだ手法として課題もある。開発途上の新しい手法でも積極的に紹介すべきか、または全国共通に言えること、技術が確立されていることだけを紹介すべきか意見をいただきたい。
- →(委員)新しい手法を載せてもよいが、どのような前提が満たされる必要があるのか、 各々の目的に対してどの手法が適切なのかを具体的に載せるべき。奥山の個体 群が健全かを調べるなら継続的に動向を追えればよいし、捕獲上限数という数に こだわるのであれば個体数推定が必要かもしれない。その様な情報を整理し、必 要な経費も載っているとなお良い。
- (委員)現在収集している各種データをどのように活用するかが大事だと思う。何を使えば何が分かるのかを、海外事例も参考にして明確に記述すべきである。
- →(委員)既存の方法も含め、利点・欠点を整理し、様々な目的に対してどの程度のパフォーマンスがあるのか評価する必要がある。また、限界についても示すのがよ

11

→(事務局)モニタリングデータの活用方法は県により様々で、十分に活用されていない場合もあるので、できる限り示していきたい。

# (4) 平成26年度保護管理レポート案について

- (委員)里で発生する錯誤捕獲に主眼が置かれて記述されているが、今後は山の中で の錯誤捕獲が増える可能性がある。その対応をどうするか考える必要がある。
- →(事務局)今後、シカ・イノシシの捕獲圧がさらに高まるので、山中での錯誤捕獲が 増加するだろう。山中での捕獲についても、報告が上がるようにしなくてはならな い。
- →(委員)その意味でも、放獣が望ましいが安全管理上殺処分される場合もあると明記 するのがよい。
- (委員)あまり推奨しない方がよいかもしれないが、違法捕獲にせず許可を取るようにしておけば情報が上がってくる。それを捕獲統計の中でモニターしながら、これ以上捕獲数が増えるとブレーキをかけるという仕組みを作ってはどうか。
- →(委員)イノシシ・シカを目的としているか、クマを目的としているかの差であるので、 目的内捕獲にできるよう管理の枠を広げるというやり方はあり得る。総捕獲数管理 をする場合、錯誤捕獲があっても正確に捕獲データを取ることが将来的には有意 義なこととなる。
- →(委員)確かにそれで目的外捕獲という法律上の問題は解消されるだろう。しかし、 特に箱わなについては、クマを捕獲するのであればクマに破壊されない安全なわ なを使用する必要があるが、あらかじめ許可を出すことで、不適切なわなでの捕 獲を推奨してしまうことになるのではないか。
- (委員)中国地方や近畿地方では放獣体制が整備されているが、作業の委託先があるから可能である。地域に錯誤捕獲に対応できる団体等がなければ、放獣体制を整備できない。
- →(事務局)島根県のように錯誤捕獲対応だけでなく、鳥獣対策全般をカバーする専門員を県が雇用して配置する必要があるだろう。錯誤捕獲の予防についての教育普及、情報収集についても専門員がいることで進むだろう。

以上